

WEリーグ表彰規程 改定案

No	条文番号	条文タイトル	現行条文	改定案	改定ポイント
1	第3条	フェアプレー賞	<p>(1)リーグ戦における反則ポイントの年間合計数およびマッチコミッショナーによる各試合におけるフェアプレーに対する評価を総合的に考慮し、最も評価が高いチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、金1,000,000円の賞金を授与する。ただし、退場の理由に重大な行為があった場合は該当チームから除外する場合がある。</p> <p>(2)前項にいう反則ポイントの計算は、「2022-23 WEリーグ試合実施要項」第19条第2項に定める計算方法に基づいて行う。</p> <p>(3)第1項に定める総合評価が同ポイントのチームが複数ある場合は、次の第1号から第4号の順序により受賞チームを決定する。</p> <p>① 反則ポイントが最も少ないチーム</p> <p>② マッチコミッショナーによる評価ポイントが最も高いチーム</p> <p>③ リーグ戦の順位が最も上位のチーム</p> <p>④ 本項第1号から第3号においても受賞チームが決定しない場合は、当該チームすべてを受賞チームとし、記念品を授与、賞金は均等配分する。</p>	<p>(1)リーグ戦における反則ポイントの年間合計数およびマッチコミッショナーによる各試合におけるフェアプレーに対する評価を総合的に考慮し、最も評価が高いチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、金1,000,000円の賞金を授与する。ただし、退場の理由に重大な行為があった場合は該当チームから除外する場合がある。</p> <p>(2)前項にいう反則ポイントの計算は、「2023-24 WEリーグ試合実施要項」第19条第2項に定める計算方法に基づいて行う。</p> <p>(3)第1項に定める総合評価が同ポイントのチームが複数ある場合は、次の第1号から第4号の順序により受賞チームを決定する。</p> <p>① 反則ポイントが最も少ないチーム</p> <p>② マッチコミッショナーによる評価ポイントが最も高いチーム</p> <p>③ リーグ戦の順位が最も上位のチーム</p> <p>④ 本項第1号から第3号においても受賞チームが決定しない場合は、当該チームすべてを受賞チームとし、記念品を授与、賞金は均等配分する。</p>	年度の更新
2	第7条	リーグカップ表彰		<p>リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。</p> <p>①優勝：賞金10,000,000円、WEリーグカップ</p> <p>②2位：賞金5,000,000円</p>	新規

2023-24 WEリーグカップ試合実施要項 改定案

No	条文番号	条文タイトル	現行条文	改定案	改定ポイント
1	第1条	趣旨	本実施要項は、WEリーグ規約（以下「規約」という）第29条第1項に定める公式試合として、2022-23 WEリーグカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2022-23 Yogibo WEリーグ試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。	本実施要項は、WEリーグ規約（以下「規約」という）第29条第1項に定める公式試合として、 2023-24 WEリーグカップ （以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「 2023-24 WEリーグ試合実施要項 」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。	シーズンの更新
2	第4条	登録期限と出場制限	(1) 2022年9月30日までに協会への選手登録およびWEリーグ登録を完了した選手でなければ試合へ出場することはできない。 (2) WEクラブはグループステージの試合において既に他のチームで出場した選手を、グループステージおよび決勝の試合に出場させてはならない。	(1) 2023年10月13日 までに協会への選手登録およびWEリーグ登録を完了した選手でなければ試合へ出場することはできない。 (2) WEクラブはグループステージの試合において既に他のチームで出場した選手を、グループステージおよび決勝の試合に出場させてはならない。	WEリーグカップ決勝の開催週の金曜日に設定
3	第6条	決勝における試合の勝敗の決定	(1) 決勝は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合、ペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで行うものとする）により勝者を決定する。 (2) 前項におけるPKに参加できる者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ後半戦終了までに選手交代が5名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。 (3) 第1項におけるPKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。	(1) 決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝敗を決定する。 ① 30分間（前後半各15分）の延長戦 ② PK (2) 前項第1号の延長戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。 ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第33条第1項第1号および第2号の定めにかかわらず、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる ② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く (3) 前項第2号のPKは、次の各号の定めに従い行うものとする。 ① PKに参加できる者は、 延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が6名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。 ② PKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。	延長戦の要項を追加。

2023-24 WEリーグカップ試合実施要項 改定案

4	第7条	順位の決定および表彰	<p>(1)WEリーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を2位として表彰する。優勝チームには賞金2,000,000円を授与する。</p> <p>(2)前項の定めにかかわらず、決勝が規約第53条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて以下の通り取り扱うものとする。</p> <p>①試合中止／代替試合／みなし開催の取扱いに関するガイドライン3. 中止試合のみなし開催について①に該当する場合（不可抗力を原因とする場合） 両チームを優勝とする。賞金は折半し、それぞれ1,000,000円とする。</p> <p>②試合中止／代替試合／みなし開催の取扱いに関するガイドライン3. 中止試合のみなし開催について②に該当する場合（一方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合） 責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを2位とする。</p> <p>③試合中止／代替試合／みなし開催の取扱いに関するガイドライン3. 中止試合のみなし開催について③に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合） 両チームを2位とし、賞金はなしとする。</p>	<p>第7条〔順位の決定および表彰〕</p> <p>(1)WEリーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を2位として、別途理事会が定めるWEリーグ表彰規程（以下「表彰規程」という）により表彰する。</p> <p>(2)前項の定めにかかわらず、決勝が規約第53条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて以下の通り取り扱うものとする。</p> <p>①WEリーグ規約第53条第1号に該当する場合（不可抗力を原因とする場合） 両チームを優勝とする。賞金は、表彰規程第7条第1項および第2項に定める賞金の合計を折半し、それぞれ7,500,000円とする。</p> <p>②WEリーグ規約第53条第2号に該当する場合（一方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合） 責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを2位とする。</p> <p>③WEリーグ規約第53条第3号に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合） 両チームを2位とする。賞金は表彰規程第7条第2項の定めに従い、それぞれ5,000,000円とする。</p>	文言の整理および運用の変更
5	第8条	広告看板等の設置	<p>(1)ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WEリーグが指定した位置にWEリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。</p> <p>(2)WEクラブが回転式看板、電光看板その他の掲出物を掲出することを希望する場合は、原則としてシーズン開始前までに当該掲出物の内容について、WEリーグ所定の「広告掲出申請書」によりWEリーグに申請し、その承認を得なければならない。</p>	<p>(1)ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WEリーグが指定した位置にWEリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。</p>	申請手続きの変更

2023-24 WEリーグカップ試合実施要項 改定案

6		<p>第9条(手当)</p> <p>(1)審判員の手当て等は次のとおりとする。 手当:</p> <table border="1" data-bbox="479 272 1090 341"> <tr> <th>主審</th> <th>副審・追加副審</th> <th>第4の審判員</th> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>13,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p> <p>(2)緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。</p> <p>①試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当では支払わない</p> <p>②試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする</p> <p>イ. 試合途中から手当での額の少ない職務についての場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、WEリーグ規約第52条第2項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う</p> <p>手当:</p> <table border="1" data-bbox="479 826 1090 895"> <tr> <th>主審</th> <th>副審・追加副審</th> <th>第4の審判員</th> </tr> <tr> <td>18,000円</td> <td>7,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>ロ. 試合途中から手当の額の多い職務についての場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当を支払う</p> <p>③前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、WEリーグの「旅費規程」に基づいて支払う</p> <p>(3)マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。 手当：20,000円</p> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p> <p>(4)前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。</p> <p>①マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合 手当：なし</p> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）</p> <p>②マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合 手当：13,000円</p> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p> <p>③ 試合途中で中止が決定した場合 手当：20,000円</p> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p>	主審	副審・追加副審	第4の審判員	30,000円	13,000円	10,000円	主審	副審・追加副審	第4の審判員	18,000円	7,800円	6,000円	<p>第9条(手当)</p> <p>(1)審判員の手当て等は次のとおりとする。 手当:</p> <table border="1" data-bbox="1158 272 1769 341"> <tr> <th>主審</th> <th>副審</th> <th>第4の審判員</th> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>13,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p> <p>(2)緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。</p> <p>①試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当では支払わない</p> <p>②試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする</p> <p>イ. 試合途中から手当での額の少ない職務についての場合、それまでの職務に対して前項に定めた手当を支払う</p> <p>ロ. 試合途中から手当での額の多い職務についての場合、新たな職務に対して前項に定めた手当を支払う</p> <p>ハ. 試合途中から職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、WEリーグ規約第52条第2項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う</p> <p>手当:</p> <table border="1" data-bbox="1158 922 1769 991"> <tr> <th>主審</th> <th>副審</th> <th>第4の審判員</th> </tr> <tr> <td>18,000円</td> <td>7,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>③前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、WEリーグの「旅費規程」に基づいて支払う</p> <p>(3)マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。 手当：20,000円</p> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p> <p>(4)前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。</p> <p>①マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合 手当：なし</p> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）</p> <p>②マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合 手当：13,000円</p> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p> <p>③試合途中で中止が決定した場合 手当：20,000円</p>	主審	副審	第4の審判員	30,000円	13,000円	10,000円	主審	副審	第4の審判員	18,000円	7,800円	6,000円	<p>文言の整理</p>
主審	副審・追加副審	第4の審判員																										
30,000円	13,000円	10,000円																										
主審	副審・追加副審	第4の審判員																										
18,000円	7,800円	6,000円																										
主審	副審	第4の審判員																										
30,000円	13,000円	10,000円																										
主審	副審	第4の審判員																										
18,000円	7,800円	6,000円																										

2023-24 WEリーグカップ試合実施要項 改定案

7	第11条	遠征経費	本大会に出場する際に要した経費については以下のとおりとする。 (1)グループステージにおいて各ホームクラブが負担した経費の一部を、別途定めるガイドラインに基づきWEリーグが負担する。 (2)グループステージにおいて各アウェイクラブが負担した交通費および宿泊費の一部を、別途定めるガイドラインに基づきWEリーグが負担する。 (3)決勝における交通費および宿泊費はWEリーグ旅費規定に基づきWEリーグが負担する。	本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。 ① グループステージの試合については、出場するWEクラブがそれぞれ負担する ② 決勝についてはWEリーグの「旅費規程」に基づきWEリーグが負担する	運用の変更
---	------	------	---	--	-------

2023-24 WEリーグ試合実施要項 改定案

No	条文番号	条文タイトル	現行条文	改定案	改定ポイント
1	第3条	広告看板等の設置	<p>(1)ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WEリーグが指定した位置にWEリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。</p> <p>(2)WEクラブが回転式看板、電光看板その他の掲出物を掲出することを希望する場合は、原則としてシーズン開始前までに当該掲出物の内容について、WEリーグ所定の「広告掲出申請書」によりWEリーグに申請し、その承認を得なければならない。</p>	<p>ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WEリーグが指定した位置にWEリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。</p>	申請手続きの変更
2	第8条	届出義務	<p>(1)WEクラブは、WEリーグ規約第36条に定めた事項につき、2022年8月19日までに、所定の方法によりWEリーグに届け出なければならない。</p> <p>(2)前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。</p> <p>(3)WEリーグは毎週金曜日（ただし、WEリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日（ただし、その日がWEリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。</p>	<p>(1)WEクラブは、WEリーグ規約第36条に定めた事項につき、2023年8月25日までに、所定の方法によりWEリーグに届け出なければならない。</p> <p>(2)前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。</p> <p>(3)WEリーグは毎週金曜日（ただし、WEリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日（ただし、その日がWEリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。</p>	日付の更新
3	第9条	出場資格	<p>(1)協会への選手登録およびWEリーグ登録（WEリーグ規約第36条に定める。以下同じ）を完了し、かつ第12条の定めに従い提出された「WEリーグメディカルチェック報告書」で試合出場が可能と判断された選手でなければ、試合に出場することはできない。</p> <p>(2)前項に定める条件に加え、WEクラブのクラブ（高校）およびクラブ（中学）チームに所属する選手については、次の各号の条件を満たさなければ、所属するWEクラブが参加する試合に出場することはできない。</p> <p>①当該クラブ（高校）およびクラブ（中学）チームが、協会にクラブ申請されていること</p> <p>②選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること</p> <p>③「育成組織トップ可」選手としてWEリーグ登録されていること</p>	<p>(1)協会への選手登録およびWEリーグ登録（WEリーグ規約第36条に定める。以下同じ）を完了し、かつ第12条の定めに従い提出された「WEリーグメディカルチェック報告書」で試合出場が可能と判断された選手でなければ、試合に出場することはできない。</p> <p>(2)前項に定める条件に加え、WEクラブのクラブ（高校）およびクラブ（中学）チームに所属する選手については、次の各号の条件を満たさなければ、所属するWEクラブが参加する試合に出場することはできない。</p> <p>①当該クラブ（高校）およびクラブ（中学）チームが、協会にクラブ申請されていること</p> <p>②選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること</p> <p>③「育成組織トップ可」選手としてWEリーグ登録されていること</p> <p>(3)前2項に定める選手は、前各項に定めるもののほか、本実施要項、WEリーグ規約その他一切の関連規程（協会の規程を含む）に定めるすべての要件を充足しなければ試合に出場することはできない。</p>	実態に即して文言変更

2023-24 WEリーグ試合実施要項 改定案

4	第10条	出場資格を得るための追加登録期限	2023年4月28日までに協会への選手登録およびWEリーグ登録を完了した選手のみが、試合への出場資格を有する。	選手を試合へ出場させるための追加登録期限は2024年×月××日とし、同日までに協会への選手登録およびWEリーグ登録を完了した選手でなければ試合に出場することはできない。	日付の更新
5	第19条	年間順位の決定	<p>(1)リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いWEクラブを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。</p> <p>① 全試合の得失点差 ② 全試合の総得点数 ③ 該当するWEクラブ間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 八. 総得点数） ④ 全試合の反則ポイント ⑤ 抽選</p> <p>(2)前項第4号の反則ポイントの計算は以下の通りとする。</p> <p>① 退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場およびチームスタッフの退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして加算し、警告および退場がなかった試合1試合につき3ポイントを減ずる</p> <p>② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告1回につき1ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告2回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする</p> <p>③ 第1号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のあるWEクラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれのWEクラブ）について、第1号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする</p> <p>④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。</p> <p>(3)第1項第5号の抽選は、昇格の決定に関わる等の場合であって、順位の優劣を確定させると理事会が判断したときに限り実施される。</p> <p>(4)同一順位のWEクラブが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。</p>	<p>(1)リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いWEクラブを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。</p> <p>① 全試合の得失点差 ② 全試合の総得点数 ③ 該当するWEクラブ間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 八. 総得点数） ④ 全試合の反則ポイント ⑤ 抽選</p> <p>(2)前項第4号の反則ポイントの計算は以下の通りとする。</p> <p>① 退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場およびチームスタッフの退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして加算し、警告および退場がなかった試合1試合につき3ポイントを減ずる</p> <p>② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告1回につき1ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告2回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする</p> <p>③ 第1号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のあるWEクラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれのWEクラブ）について、第1号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする</p> <p>④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。</p> <p>(3)第1項第5号の抽選は、順位の優劣を確定させると理事会が判断したときに限り実施される。</p> <p>(4)同一順位のWEクラブが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。</p> <p>(5)複数のWEクラブが同順位となった場合、AFC女子チャンピオンズリーグ等へ出場するWEクラブは、理事会で決定する。</p>	条件の追加

2023-24 WEリーグ試合実施要項 改定案

6	第20条	審判員	<p>(1) WEリーグは、リーグ戦の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつWEリーグ規約第89条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。</p> <p>(2) 審判員は、WEリーグが指定するキックオフ時刻の90分前までにスタジアムに到着しなければならない。</p> <p>(3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、WEリーグと協会の審判委員会が協議の上対応を決定する。</p> <p>(4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。 手当て:</p> <table border="1" data-bbox="479 533 1090 633"> <tr> <th>主審</th> <th>副審・追加副審</th> <th>第4の審判員</th> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>13,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p> <p>(5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。</p> <p>① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない</p> <p>② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする</p> <p>イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についての場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、WEリーグ規約第52条第2項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う 手当て:</p> <table border="1" data-bbox="479 1117 1090 1217"> <tr> <th>主審</th> <th>副審・追加副審</th> <th>第4の審判員</th> </tr> <tr> <td>18,000円</td> <td>7,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>ロ. 試合途中から手当ての額の多い職務についての場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う</p> <p>③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、WEリーグの「旅費規程」に基づいて支払う</p>	主審	副審・追加副審	第4の審判員	30,000円	13,000円	10,000円	主審	副審・追加副審	第4の審判員	18,000円	7,800円	6,000円	<p>(1) WEリーグは、リーグ戦の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつWEリーグ規約第89条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。</p> <p>(2) 審判員は、WEリーグが指定するキックオフ時刻の90分前までにスタジアムに到着しなければならない。</p> <p>(3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、WEリーグと協会の審判委員会が協議の上対応を決定する。</p> <p>(4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。 手当て:</p> <table border="1" data-bbox="1162 533 1774 633"> <tr> <th>主審</th> <th>副審</th> <th>第4の審判員</th> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>13,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による</p> <p>(5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。</p> <p>① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない</p> <p>② 試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする</p> <p>イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についての場合、それまでの職務に対して前項に定めた手当てを支払う</p> <p>ロ. 試合途中から手当ての額の多い職務についての場合、新たな職務に対して前項に定めた手当てを支払う</p> <p>ハ. 試合途中から職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、WEリーグ規約第52条第2項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う 手当て:</p> <table border="1" data-bbox="1162 1212 1774 1313"> <tr> <th>主審</th> <th>副審</th> <th>第4の審判員</th> </tr> <tr> <td>18,000円</td> <td>7,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、WEリーグの「旅費規程」に基づいて支払う</p>	主審	副審	第4の審判員	30,000円	13,000円	10,000円	主審	副審	第4の審判員	18,000円	7,800円	6,000円	文言の整理
主審	副審・追加副審	第4の審判員																											
30,000円	13,000円	10,000円																											
主審	副審・追加副審	第4の審判員																											
18,000円	7,800円	6,000円																											
主審	副審	第4の審判員																											
30,000円	13,000円	10,000円																											
主審	副審	第4の審判員																											
18,000円	7,800円	6,000円																											

2023-24 WEリーグ試合実施要項 改定案

7	第21条	アクセシビリティカード (AD 証)	<p>WEリーグは、次の各号のアクセシビリティカード (AD証) を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。</p> <p>① OFFICIAL (紫) : オールエリア通行可</p> <p>② OFFICIAL (青) : 運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、記者室、記者席、TVクルー撮影エリア (スタンド)、観客ゾーン、その他運営ゾーン</p> <p>③ TEAM (ピンク) : オールエリア通行可</p> <p>ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効</p> <p>④ TEAM (赤) : 運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、更衣室、練習場、その他運営ゾーン</p> <p>ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効</p> <p>⑤ PRESS (黄緑) : 記者室、記者席、カメラマン (フォトグラファー、TVクルー) 室、その他ホームクラブが許諾するエリア</p> <p>⑥ HB STAFF (オレンジ)・RH STAFF/TV STAFF (茶)・RADIO STAFF (黄) : フィールド (ピッチを除く)、その他ホームクラブが許諾するエリア</p> <p>⑦ カメラマンピブス (オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウティング・青、大型映像装置・ピンク、WEリーグオフィシャルメディア・緑) : エリアについてはWEリーグが別途定める2022-23WEリーグ取材要項に準ずる</p>	<p>WEリーグは、次の各号のアクセシビリティカード (AD証) を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。</p> <p>① OFFICIAL (紫) : オールエリア通行可</p> <p>② OFFICIAL (青) : 運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、記者室、記者席、TVクルー撮影エリア (スタンド)、観客ゾーン、その他運営ゾーン</p> <p>③ TEAM (ピンク) : オールエリア通行可</p> <p>ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効</p> <p>④ TEAM (赤) : 運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、更衣室、練習場、その他運営ゾーン</p> <p>ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効</p> <p>⑤ PRESS (黄緑) : 記者室、記者席、カメラマン (フォトグラファー、TVクルー) 室、その他ホームクラブが許諾するエリア</p> <p>⑥ HB STAFF (オレンジ)・RH STAFF/TV STAFF (茶)・RADIO STAFF (黄) : フィールド (ピッチを除く)、その他ホームクラブが許諾するエリア</p> <p>⑦ カメラマンピブス (オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウティング・青、大型映像装置・ピンク、WEリーグオフィシャルメディア・緑) : エリアについてはWEリーグが別途定める2023-24 WEリーグ取材要項に準ずる</p>	年号の更新
8	第30条	スタジアムへの到着	<p>双方のチームは原則としてバスを使用し、WEリーグが指定するキックオフ時刻の70分前までにスタジアムに到着しなければならない。ただし、WEリーグ規約第51条に定める入場制限試合におけるスタジアムへの到着方法については、コロナガイドラインの定めに従うものとする。</p>	<p>双方のチームは原則としてバスを使用し、WEリーグが指定するキックオフ時刻の70分前までにスタジアムに到着しなければならない。</p>	実態に即して文言変更

2023-24 WEリーグ試合実施要項 改定案

9	第32条	エントリー後の選手変更	<p>(1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。</p> <p>① 負傷または急病等クラブの責めに帰さない事情による場合 イ 先発予定選手を変更する場合 控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる □ 控え選手を変更する場合 新たな選手を控え選手とすることができる</p> <p>② WEリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできない選手がエントリーされていたことが判明した場合 イ 先発予定選手に不備があった場合 控え選手に限り先発予定選手に変更することができる。ただし、新たな選手を控え選手とすることはできない □ 控え選手に不備があった場合 新たな選手を控え選手とすることはできない</p> <p>(2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについてはやむを得ない事情がなくても変更できるものとする。</p> <p>① 急病等クラブの責めに帰さない事情による場合 新たなチームスタッフに変更することができる</p> <p>② WEリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできないチームスタッフがエントリーされていたことが判明した場合 新たなチームスタッフに変更することはできない</p> <p>(3) 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。</p>	<p>(1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り、以下各号の定めに従い認められる。</p> <p>① 負傷または急病等クラブの責めに帰さない事情による場合 イ 先発予定選手を変更する場合 控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる □ 控え選手を変更する場合 新たな選手を控え選手とすることができる</p> <p>② WEリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできない選手がエントリーされていたことが判明した場合 イ 先発予定選手に不備があった場合 控え選手に限り先発予定選手に変更することができる。ただし、新たな選手を控え選手とすることはできない □ 控え選手に不備があった場合 新たな選手を控え選手とすることはできない</p> <p>(2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについてはやむを得ない事情がなくても変更できるものとする。</p> <p>① 急病等クラブの責めに帰さない事情による場合 新たなチームスタッフに変更することができる</p> <p>② WEリーグメンバー提出用紙への誤記入その他クラブの責に帰すべき事情により、本来エントリーできないチームスタッフがエントリーされていたことが判明した場合 新たなチームスタッフに変更することはできない</p> <p>(3) 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。</p>	文言の整理
---	------	-------------	--	--	-------

2023-24 WEリーグ試合実施要項 改定案

10	第34条	中止となった試合の記録	<p>試合が、キックオフされた後に不可抗力により中止となり、WEリーグ規約第52条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。</p> <p>① 90分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該中止試合において、違反行為が行われた疑いがある場合、WEリーグ規約第121条に従って当該行為に対する調査、審議および懲罰の決定が行われる</p> <p>② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される</p> <p>③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される</p>	<p>試合が、キックオフされた後に中止となり、WEリーグ規約第52条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。</p> <p>① 90分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該中止試合において、違反行為が行われた疑いがある場合、WEリーグ規約第121条第1号に従って当該行為に対する調査、審議および懲罰の決定が行われる</p> <p>② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される</p> <p>③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される</p>	実態に即して文言変更
11	第38条	取材メディア対応	<p>(1)取材メディア関係者は、原則として試合開始60分前から試合終了時までは試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。</p> <p>(2)試合におけるWEクラブの取材メディア対応は次のとおりとする。</p> <p>① ホームクラブは、フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する</p> <p>② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室を設ける</p> <p>③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をWEリーグが指定するキックオフ時刻の110分前までに配付する</p> <p>④ 試合終了後、双方のチームの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない</p> <p>⑤ 試合終了後、双方のチームの選手はホームクラブが設けた場所（ミックスゾーン）で取材対応を行わなければならない</p>	<p>(1)取材メディア関係者は、原則として試合開始60分前から試合終了時までは試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。</p> <p>(2)試合におけるWEクラブの取材メディア対応は次のとおりとする。</p> <p>① ホームクラブは、フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する</p> <p>② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室を設ける</p> <p>③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をWEリーグが指定するキックオフ時刻の110分前までに配付または配信する</p> <p>④ 試合終了後、双方のチームの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない</p> <p>⑤ 試合終了後、双方のチームの選手はホームクラブが設けた場所（ミックスゾーン）で取材対応を行わなければならない</p>	実態に即して文言変更
12	第41条	退場処分	退場処分を受けた選手およびチームスタッフは、規律委員会の決定があるまで試合への出場を停止される	退場処分を受けた選手およびチームスタッフは、規律委員会の決定があるまで試合へのエントリーを停止される	実態に即して文言変更